



令和 8 年度 事業計画



社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団

目次

I 時代に求められる利用者本位の質の高いサービス提供

1	個別ニーズに対応したサービスの提供及び事業展開	1
(1)	個別支援の推進	1
(2)	職場風土の醸成による現場力の向上	1
(3)	高齢・重度化への対応	1
(4)	グループホーム事業の再編	1
2	サービスの質の向上に向けた取組の推進	2
(1)	生産性向上の取組推進	2
(2)	強度行動障害支援の充実・強化	2
(3)	意思決定支援の推進	3
(4)	その他専門的ケアの推進	3
3	施設ごとの特色ある取組	4
(1)	のぞみの家（救護施設）	4
(2)	自立生活訓練センター（障害者支援施設）	4
(3)	地域ケア・リハビリテーション支援センター	4
(4)	あけぼのの家（多機能型事業所）	4
(5)	ことぶき苑（養護老人ホーム）	4
(6)	立雲の郷	5
4	県施策の先導的役割の実践（県指定管理施設の取組）	5
(1)	病院	5
(2)	その他施設	6
5	虐待・不適切行為の防止、事故防止の取組強化	8
(1)	虐待・不適切行為防止の取組	8
(2)	事故防止の取組	8

II 地域共生社会の実現に向けた取組

1	多世代が交流できる安心拠点づくり	9
(1)	ふれあいの機会の創出による地域づくりの推進	9
(2)	地域交流行事・施設内行事（園祭・盆踊り等）の実施	9
2	地域住民の健康づくり・福祉学習の支援	9
(1)	地域住民の介護予防・健康維持の支援	9
(2)	多世代を対象とした福祉学習の展開	9
3	多様な福祉ニーズに対応したサービス提供における取組	10
(1)	特別養護老人ホームにおける高齢障害者の受入	10
(2)	共生型サービスの構築に向けた検討	10
4	地域での障害者就労支援の取組	10
(1)	就労支援事業の展開	10
(2)	移動販売を通じた地域の支え合いの促進（障害者施設）	10
(3)	障害者就業・生活支援センター事業の実施	10
5	地域とのつながりを支える取組	11
(1)	相談支援の充実	11
(2)	地域の災害に備えた対応	11

III 人材の確保・育成・定着と魅力ある職場づくり

1	多様な人材確保対策の推進	12
(1)	各種制度の充実及び外部制度の活用	12
(2)	外国人介護人材の受入	12
(3)	障害のある方の雇用促進	13
(4)	その他の主な人材確保に向けた取組	13
2	専門人材の育成・強化等の推進	13
(1)	職員のキャリアアップ・専門性強化の推進	13
(2)	業務に直結した資格取得等による計画的な養成	13
(3)	各種資格の有効期限の確認及び更新研修等の計画的な受講	14
(4)	効果的な研修の実施	14
(5)	大学等との継続的な連携	15
3	「働き方改革」の推進（人材定着対策）	15
(1)	業務の効率化・負担軽減の取組の推進	15
(2)	ハラスメント対策の推進	16
(3)	職場復帰及び両立に向けた支援の実施	16

IV 持続可能な法人運営

1	「中期経営方針」に基づいた効果的・効率的な法人運営の推進	17
(1)	ガバナンスの充実	17
(2)	事業計画の評価	19
2	整備計画に基づいた施設整備等及び施設建物や備品等の長寿命化の推進	20
(1)	「丹南精明園（丹波精明園）」の移転整備に向けた準備	20
(2)	施設整備及び大規模改修・施設の長寿命化等の推進	20
3	法人及び施設の魅力・価値の発信強化（広報の推進）	20
(1)	発信する対象を明確にした訴求力の高い広報	20
(2)	多様なツールの活用	20

I 時代に求められる利用者本位の質の高いサービス提供

常に時代の変化に目を向け、利用者の個別ニーズに真摯に応えるために、高い人権意識を持ち、医療や看護、リハビリ及び介護技術等の専門性を向上させ、先進的なアプローチで、その人らしい自立した生活の実現に向けて支援する。

1 個別ニーズに対応したサービスの提供及び事業展開

(1) 個別支援の推進

利用者一人ひとりの心身の状態や生活歴、価値観、そして希望を丁寧に把握し、その人に最も合った支援を計画し実践していく。画一的な対応ではなく、本人の意思を尊重した関わりを積み重ねることで、安全・安心な生活と自立支援の充実・強化につなげていく。

(2) 職場風土の醸成による現場力の向上

各施設が自施設の現状及び課題を分析し、改善に向けた取組を進めることで、より質の高い支援を追求する「職場風土」を醸成する。

【主な取組】

- 接遇・言葉かけ、利用者の呼称、介護場面での対応など、各種点検項目に基づく支援実態の把握
- 事業団他施設との連携による研修の実施、訪問・見学等の交流
- 事業本部による実態把握及び意見交換の実施

(3) 高齢・重度化への対応

障害者施設等においては、利用者の高齢・重度化が進み、身体介護を必要とする方が増加している現状を踏まえ、各圏域で障害・高齢施設を運営する事業団の強みを活かし、介護に関する心構えや技術の習得を図る。

また、利用者的心身の状況に応じた適切なサービス提供を行うため、必要に応じて日課や日中活動プログラムの見直しを進める。

【主な取組】

- 異種施設職員による「介護実務等研修」の実施
- 異種・同種施設との連携による現任研修の実施

(4) グループホーム事業の再編

共同生活援助事業(障害福祉サービス)、及び認知症対応型共同生活介護(介護保険サービス)において、利用者の高齢化への対応を進めるとともに、建物の老朽化、また、事業の収益性などの課題解決に向け、適切な対応を図っていく。

【主な取組】

- 必要に応じた住み替え検討

2 サービスの質の向上に向けた取組の推進

(1) 生産性向上の取組推進

生産性向上の取組は、業務の効率化だけでなく職員の身体的負担軽減と支援の質の向上を目的として推進する。特に高齢者施設においてはノーリフティングケアを積極的に導入し、介護機器や福祉用具の活用、支援方法の標準化を進めることで、安全で負担の少ない支援環境の整備を図る。

また、業務手順の見直しやICT機器の活用、人員配置の最適化を進めることで、職員の働きやすさと利用者の安心・安全の両立を実現する。

【主な取組】

- OJT、Off-JT を通じた意識の定着化及び支援技術の習得
- 福祉用具、介護テクノロジー、ICT機器の活用促進
- ノーリフティングケアモデル施設、優良モデル施設（県認定）としての機能強化
- 圏域ごとの普及推進施設を中心とした普及活動及び技術向上の支援

【普及推進施設】

圏 域	普及推進施設
神 戸	万寿の家
西播磨	朝陽ヶ丘荘
但 馬	たじま荘
丹 波	丹寿荘
淡 路	あわじ荘 くにうみの里

(2) 強度行動障害支援の充実・強化

各種研修の受講や、兵庫県知的障害者施設協会実施の「強度行動障害スーパーバイザー養成事業」への参画を通じて、障害理解を深め、適切な支援技術の習得に努め、支援力の向上を図る。

また、利用者一人ひとりの障害特性を踏まえた適切なツールを活用しながら、本人が困っていることの軽減・解決や、本人のできることに、強みを活かした自立した人生の実現をめざす。

【主な取組】

- 強度行動障害支援者養成研修の受講
- 「強度行動障害スーパーバイザー養成事業」への参画
- 適切なツール（ユニバーサルボード、手順書、パーテーション等）の活用

【強度行動障害スーパーバイザー養成事業拠点施設】

圏 域	施設	開始年度
淡 路	五色精光園	令和4年度
丹 波	丹南精明園 (丹波精明園)	令和5年度
東播磨	三木精愛園	令和6年度

(3) 意思決定支援の推進

障害者施設等においては、利用者本人の価値観・希望・生活歴を尊重し、十分な情報提供と対話を通じて、本人が主体的に選択できるよう支援する。その際、職員は代行的な判断ではなく、意思形成・意思表示・意思実現の過程を支えていく。

【主な取組】

- サービス選択時の複数の選択肢とメリット・留意点等の丁寧な説明
- 日々の生活を通じた意思の確認・記録・共有の累積
- 家族・多職種連携による本人の希望・意向の理解と共有
- 意思表出が難しい方への写真・カード等のツールを活用した意思確認
- 本人の意向を踏まえたモニタリング・アセスメント結果の個別支援計画等への反映

(4) その他専門的ケアの推進

ア 認知症ケア

認知症を発症した本人の尊厳と意思を尊重し、安心して生活できる環境を整えるため、生活歴や価値観を踏まえた個別ケアを推進する。

【主な取組】

- 認知症の理解に基づくコミュニケーションや環境調整
- B P S D（行動・心理症状）への非薬物的アプローチを重視
- 家族・多職種と連携し、継続的な見守りと支援体制の構築

イ 栄養ケア

利用者の健康維持、重度化予防、生活の質向上を目的として、栄養ケアマネジメントに基づき、個別の栄養ケア計画を作成し、適切に実施する。

【主な取組】

- 嚥下状態や疾病、嗜好に応じた食形態・栄養量の調整
- 体重・摂取量・検査値などの継続的なモニタリング
- 管理栄養士・看護師・介護士等の多職種連携による改善と再評価の実施

ウ 口腔ケア

口腔内を清潔に保ち、誤嚥性肺炎の予防や摂食・嚥下機能の維持向上につなげるため、歯磨き、義歯洗浄、口腔内清拭などの日常的な清潔ケアを継続して実施する。

【主な取組】

- 口腔機能（嚥下・咀嚼・唾液量など）の観察と評価
- 必要に応じて歯科医師・歯科衛生士と連携した専門的ケアを実施
- 食前後の口腔体操や保湿など、口腔機能維持・向上の取組

エ 看取りケア

人生の最終段階において本人の尊厳と意思を尊重し、安らかな最期を迎えられるよう支援するため、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）による事前の意思確認を行い、家族と十分に話し合ったうえで看取りケアを実施する。

【主な取組】

- 苦痛や不安を和らげる身体的・精神的な緩和ケアの実施
- 医師・看護師・介護士など多職種が連携した24時間体制の見守り
- 家族への心理的支援やグリーフケアを含む総合的な支援の提供

3 施設ごとの特色ある取組

（1）のぞみの家（救護施設）

地域のセーフティネットの一翼として、精神病床からの退院者、矯正施設等からの退所者、ホームレス等の社会的支援を必要とする方を受け入れ、日常生活の自立、地域生活への移行に向けた支援を実施する。

（2）自立生活訓練センター（障害者支援施設）

身体に障害のある方や高次脳機能障害のある方に対して、社会復帰をめざした自立訓練（社会リハビリテーション）を実施する。

訓練・評価・生活支援を通じた身体能力・社会生活力等向上に取り組むとともに、職場や学校、家庭へ復帰するために必要な機能の回復を図る。

（3）地域ケア・リハビリテーション支援センター

高齢者や障害者が地域の中で安心して暮らしていけるよう、看護師、リハビリスタッフ、相談支援専門員、訪問介護員など多職種連携のもと、トータルな医療・福祉サービスの提供に取り組む。

（4）あけぼのの家（多機能型事業所）

障害のある方に対して、就労支援サービスに基づく働く場の提供、及び企業等への就職、就職後の支援などを行うことにより、社会参加・社会復帰を図る。

なお、従前から実施している就労継続支援B型事業と就労移行支援事業を組み合わせて一般就労をめざすコースの名称を「実務選択型ステップアップ就労コース（B型・就労移行一体型）」とし、希望する利用者に対し、個々のペースで一般就労をめざす支援に取り組む。

（5）ことぶき苑（養護老人ホーム）

経済的理由等により在宅での生活が困難な高齢者を受け入れ、生活支援・健康管理・社会参加支援を通じて、安心・安全な生活の確保と自立した生活の維

持を図るとともに、要支援・要介護状態への移行予防に向けた介護予防的取組を推進する。

(6) 立雲の郷

朝来市の介護予防・健康づくり事業として「とらふす道場」を展開し、運動・栄養・口腔等を組み合わせた総合的なプログラムにより、フレイル予防や生活機能の維持・向上を図る。

また、地域住民が気軽に参加できる交流の場を創出し、地域における支え合いの促進につなげる。

4 県施策の先導的役割の実践（県指定管理施設の取組）

(1) 病院

ア 中央病院

(7) 医療DXの推進

令和6年度に更新した新電子カルテシステムを核に周辺機器（スマートフォン等）との連携等により、診療機能の高度化、医療安全の向上に向けた取組をさらに推進する。

また、推進に向けた組織体制の構築に向けては、専門人材の獲得を法人事務局、大学病院等と連携しつつ進めていく。

(4) 訪問リハ機能の拡充

令和8年診療報酬改定を見据えた入院患者に対する在宅復帰に向けた支援の強化を目的に、訪問リハビリテーションの拡充を図る。

また、地域ケア・リハビリテーション支援センターの訪問看護ステーションとの連携のもと、在宅支援フォローアップ体制の充実、及びシームレスな支援体制の強化をめざす。

【主な取組】

- 子どものリハビリテーション・睡眠・発達医療センターの運営
- スポーツ医学診療センターの運営

イ 西播磨病院

患者の早期在宅復帰、職場復帰等を支援するため、回復期病棟及び障害者病棟を中心として、高度で専門的なリハビリテーション医療の提供に取り組む。

【主な取組】

- 神経難病リハビリテーションセンターの運営
- 摂食嚥下支援センターの運営

(2) その他施設

ア 職業能力開発施設

科学的な評価システムによる職業能力の評価と、作業環境を工夫した開発訓練、職場実習、定着支援など、一連の就労支援サービスに取り組むとともに、令和8年4月から障害福祉サービスとしての「就労選択支援事業」による「就労アセスメント」を実施することにより、従前から実施している職能評価との相互補完を図る。

イ おおぞらのいえ（障害児入所施設）

肢体不自由児のみならず知的障害児などの重複障害、また医療的ケアの提供に対するニーズの高まりを受けて、県とも連携を図りつつ受入対象児童や支援体制の構築を推進する。

ウ 障害者スポーツ交流館

県下の障害者スポーツの拠点施設として、各種障害者スポーツの普及・啓発及び交流活動の促進に取り組むとともに、障害者のみならず高齢者の参加も見据えた共生社会の実現に向けて、施設の機能を発揮する。

エ 福祉のまちづくり研究所

研究開発については、県施策と整合を図りつつ、介護テクノロジーやフレイル評価システム、コミュニケーションを支援する新たな技術開発等の研究開発を福祉施設や企業等と連携しつつ推進する。

また、介護テクノロジー等の開発支援・導入支援については、施設のニーズに応じた開発に取り組むとともに、これまでの研修実施の実績及び「福祉用具展示ホール」や「次世代型住モデル空間」などのハードを活用して、安全・安心な介護現場づくり及び機器を適切に使用できる人材育成に取り組む。

オ ふれあいスポーツ交流館

スポーツボランティアの受入や地域交流事業の推進等、地域連携の中核拠点施設として、障害児者、高齢者等の競技スポーツ等を通して、地域住民に対する障害児者スポーツの普及並びに高齢者の健康維持増進及び社会参加の促進を図る。

カ 研修交流センター

西播磨圏域を中心に、利用者ニーズに合わせた福祉機器の展示及び情報発信を行うとともに、高齢者介護・障害者支援に関わる人材育成の全県拠点施設として、福祉のまちづくり研究所との連携のもと広範な研修を実施する。

キ 清水が丘学園（児童心理治療施設）

心理・行動面の課題を抱えた被虐待児、発達障害児等への多様な心理療法や生活支援を提供する。

また、集団生活から生じるストレスやトラブルの軽減を図るため、居室の個室化を計画的に進めていくことにより、ハード面が理由の受入困難ケースの解消を図り、入所受入の向上につなげる。

ク こども発達支援センター

発達障害の早期発見・早期支援拠点として、診断・診療、療育を行う。

また、出張発達健康相談や研修などを実施し、市町の療育体制づくりへの支援や地域の療育機関関係職員のスキル向上を図る。

【県からの主な受託・補助事業】

<総合リハビリテーションセンター関係>		
①障害者雇用・就業支援ネットワーク構築事業	(県委託)	ユニバーサル推進課)
②重点分野（清掃・介護）における障害者就労促進事業	(県委託)	ユニバーサル推進課)
③しごと開拓支援事業	(県委託)	ユニバーサル推進課)
④障害者体験ワーク事業	(県委託)	能力開発課)
⑤ひょうごジョブコーチ推進事業	(県委託)	能力開発課)
⑥地域リハビリテーション支援センター運営事業	(県補助)	高齢政策課)
⑦高次脳機能障害支援体制強化事業	(県委託)	障害福祉課)
⑧巡回更生相談事業	(県委託)	障害福祉課)
⑨補装具判定業務委託事業	(県委託)	障害福祉課)
⑩認知症介護実践者等養成事業	(県委託)	健康増進課)
⑪相談支援従事者研修及びサービス管理責任者等研修実施事業	(県委託)	障害福祉課)
⑫ロボットリハビリテーション拠点化推進事業	(県委託)	ユニバーサル推進課)
⑬小児筋電義手バンク支援事業	(県補助)	ユニバーサル推進課)
⑭介護テクノロジー導入・生産性向上支援推進総合事業	(県委託)	高齢政策課)
⑮生産性向上普及拡大事業	(県委託)	高齢政策課)
<西播磨総合リハビリテーションセンター関係>		
①認知症疾患医療センター運営事業	(県委託)	健康増進課)
<その他施設>		
①障害者就業・生活支援センター事業 (五色精光園、赤穂精華園、三木精愛園)	(県委託)	ユニバーサル推進課)
②障害者雇用就業・定着拡大推進事業 (五色精光園、赤穂精華園、三木精愛園)	(県補助)	能力開発課)

5 虐待・不適切行為の防止、事故防止の取組強化

(1) 虐待・不適切行為防止の取組

ア 遵守事項の明示

利用者、患者サービスに関わる全ての職員に対し、採用面接時または採用前後に、最低限遵守すべき事項を文書で明示し、遵守を求める。

在職中の職員についても、職員会議や虐待・不適切行為防止委員会等の場を通じて、文書により適宜周知し、継続的な意識づけを図る。

イ 自己評価・リーダー評価の実施

「あったかサポート実践運動」や「虐待防止チェックリスト」等を活用した自己評価を行い、リーダーによるフィードバックや管理監督職との面談を通じて、意識向上、早期発見・対応につなげる。

ウ 風通しのよい職場づくり

施設長をはじめとする管理監督職による個別面談や、職員間でのコミュニケーション促進により、意見を言いやすい環境づくりを進める。それにより、職員の負担感やストレスの抱え込みを軽減し、より良い支援を追求するための基礎となる職場風土の活性化につなげる。

(2) 事故防止の取組

ア アセスメントの強化による事故リスクの低減

事故の未然防止に向け、日常的なアセスメントを強化し、リスクの早期把握と対応につなげる。ヒヤリハット情報を共有し、安全対策検討委員会（事故防止検討委員会）や安全対策担当者を中心に、事故発生後の要因分析と再発防止策について検討・実施する。

イ K Y T (危険予知トレーニング)の推進

支援・介護現場に潜むリスクへの「気づき」を高めるため、全職員を対象にK Y Tを実施する。利用者要因、職員要因、環境要因など、事故につながり得る危険を確認し、改善策を検討する研修を定期的に行い、職員の安全意識向上を図る。

ウ 事件事例の分析及び共有

各施設で発生した事故について、事故内容・発生場所・対応方法等を検証し、集約したデータをもとに事故の傾向を分析する。分析結果を全施設で共有し、再発防止に向けた改善策の実践につなげる。

Ⅱ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域の一員として、パートナーシップを大切にし、共に学び合い、成長する共生社会の実現に向けて取り組み、地域の発展と福祉の向上に貢献する。

1 多世代が交流できる安心拠点づくり

(1) ふれあいの機会の創出による地域づくりの推進

喫茶コーナーや地域交流スペース等を活用し、地域住民、施設利用者、職員が日常的に交流できる場を提供し、ふれあいを通じて地域の一員としての認識と相互理解を深める機会を提供する。

【主な取組】

- 地域交流カフェ、サロン活動
- 趣味・文化活動
- 作品の常設展示や企画展

(2) 地域交流行事・施設内行事（園祭・盆踊り等）の実施

各施設で開催する行事等を通じて、地域住民と施設利用者等との交流を図り、地域に開かれた施設運営を推進する。

【主な取組】

- 園祭、盆踊り大会
- 子どもと高齢者が共同で作業するワークショップ

2 地域住民の健康づくり・福祉学習の支援

(1) 地域住民の介護予防・健康維持の支援

ア 「生きがいデイ」等の実施（高齢者施設）

地域で暮らす高齢者を対象に、介護予防体操や喫茶・食事の提供、趣味の活動など、生きがいを持ちながら健康に暮らし続けるための活動を提供する。

イ 健康増進・フレイル予防等への貢献（立雲の郷）

(ア) 運動プログラムの提供

健康・身体能力チェック、体操・筋力トレーニング、可動域トレーニング、バランストレーニング等や健康に関する専門相談・アドバイスを実施

(イ) フレイル予防

地域住民を対象とした、フレイル予防の3本柱である運動、栄養（食・口腔）、社会参加に関するサービスの提供

(2) 多世代を対象とした福祉学習の展開

地域住民、学生等を対象に、福祉や介護の基礎知識を学ぶ機会を提供し、地域全体で支え合う意識を醸成する。

【主な取組】

- 「介護技術講座」「ノーリフティングケア体験講座」（地域住民対象）
- 「認知症カフェ」「認知症サポーター養成講座」（地域住民対象）
- 「トライやるウィーク」の受入（中学生対象）
- 出前授業（福祉・介護のイメージアップ推進）（小学生、中学生対象）

3 多様な福祉ニーズに対応したサービス提供における取組

(1) 特別養護老人ホームにおける高齢障害者の受入

高齢化の進行に伴い、障害のある方の介護ニーズが増加している現状を踏まえ、特別養護老人ホームにおける高齢障害者の受入について検討を進める。

検討に際しては、本人の生活の継続性と安心の確保、家族の介護負担の軽減や地域の受け皿機能の強化等を踏まえて、対象者像や地域ニーズ、人員配置・基準適合などを調査・研究し、実現可能性を探っていく。

(2) 共生型サービスの構築に向けた検討

高齢者・障害児者など多様な利用者が同一事業所で支援を受けられる体制について、対象者像や地域ニーズ、既存サービスとの連携、人員配置・基準適合の確認などを調査・研究し、実現に向けて検討を進める。

4 地域での障害者就労支援の取組

(1) 就労支援事業の展開

就労系福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援、就労選択支援）の提供を通じて、就労に必要な知識及び技術の習得・向上、就労の機会の提供、就労を希望する障害者等の相談・サポート等を推進する。

【就労継続支援B型事業所における平均工賃】

施設名		R7（見込）	R8（目標）
あけぼのの家		35,000 円	43,553 円
小野福祉工場		46,377 円	46,970 円
出石精和園	RakuRaku	38,472 円	49,777 円
	ひまわりの森	15,200 円	18,000 円
五色精光園	あゆみの部屋	30,450 円	30,550 円
赤穂精華園	やまびこ寮	18,000 円	20,000 円

(2) 移動販売を通じた地域の支え合いの促進（障害者施設）

就労支援事業として活用する移動販売車による生産品（パン・焼き菓子等）販売を通じて、「地域づくり・見守り支援」に供するとともに、特に高齢者や障害者が日常生活を送る上での利便性を向上させる。

(3) 障害者就業・生活支援センター事業の実施

（五色精光園、赤穂精華園、三木精愛園）

地域の障害者雇用・就業支援ネットワーク等を活用し、障害者の就業や生活面の支援を行うことで、障害者の雇用・就業及び職業的自立を促進する。

各センターの事業内容

- 雇用安定等事業
- 生活支援等事業
- 障害者雇用就業・定着拡大推進事業
- 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業（三木精愛園のみ）

5 地域とのつながりを支える取組

(1) 相談支援の充実

居宅介護支援事業所や相談支援事業所をはじめ、高齢者施設に設置している「ヤングケアラー等相談窓口」や総合リハビリテーションセンターに設置している「高次脳機能障害相談窓口」等、事業団が有するノウハウを効果的に活用し、高齢者・障害児者及びその家族等が抱える多様化・複雑化するニーズに対応していく。

(2) 地域の災害に備えた対応

高齢者施設・障害者施設等を福祉避難所として登録することにより、災害時に一般避難所での生活が困難な高齢者・障害者等の要配慮者が、必要な介護・医療的ケア・生活支援を受けながら安全に避難生活を送れる受け皿を確保する。

また、平時から市町・関係機関との連携、受入手順の整備、備蓄・訓練等を進め、発災時の迅速な開設と継続運営を可能とすることで、地域の防災力向上と住民の安心の確保に寄与する。

Ⅲ 人材の確保・育成・定着と魅力ある職場づくり

職員がやりがいを持ち続け、能力を最大限に伸ばし成長できる職場づくりをめざし、未来を見据えた人材の確保・育成を通じて職場の魅力向上に積極的に取り組む。

1 多様な人材確保対策の推進

(1) 各種制度の充実及び外部制度の活用

ア 介護福祉士・社会福祉士等修学資金貸与制度の創設

介護福祉士、社会福祉士等の資格取得を目指す学生で、卒業後、当事業団で就職希望する者を対象に、修学資金の貸与制度を創設する。

イ 職員紹介制度（リファラル採用）の推進

職員が、当事業団に相応しい人材を紹介することにより、人材確保を促進するとともに、入職後は、紹介職員が被紹介者の良き相談相手となり、人材の定着を図る。

ウ リクルーター制度の推進

法人本部の採用担当者と連携し人材確保をサポートする役割を担う者をリクルーターとして指定し、リクルーターが、インターンシップ、就職説明会及び出身校への訪問等を通じて就活生等に対し、当事業団で働く魅力、仕事のやりがい等を伝える。

エ 各種認証制度の活用

企業認定制度等を活用し、働きやすい職場環境のPRを継続する。

【事業団が取得している企業認定制度等】

名称	実施者	内容	主な要件等（一例）
ひょうご・こうべ 女性活躍推進企業 (フレッシュミモ ザ企業)	兵庫県 神戸市	女性活躍を促進す る企業	○女性のキャリア形成支援 ○女性の定着・登用促進 ○従業員への取組方針の明示
トモニン	厚生 労働省	仕事と介護を両立 できる職場環境の 整備促進に取り組 む企業	○介護休暇・介護短時間勤務 等各種制度の充実及び従業員 への周知
「わたし」からアク ション宣言	兵庫県	多様な働き方を応 援し、能力を最大限 に発揮できる職場 づくりに取り組む 企業	○職員のライフプラン、会社 の生産性向上などに取り組 むことを宣言

(2) 外国人介護人材の受入

高齢者施設において、特定技能外国人の受入を促進し、福祉人材の確保を図る。あわせて、障害者施設等においても受入の検討を進める。

【令和8年度 特定技能外国人の受入状況】（予定）

受入施設名	人数	国籍	備考
万寿の家	2名	ベトナム	
丹寿荘	2名	インドネシア	新規
くにうみの里	3名	インドネシア	新規

（3）障害のある方の雇用促進

ハローワークや就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センターへの働きかけや、障害者トライアル雇用制度を活用し、障害のある方の雇用を促進する。

（4）その他の主な人材確保に向けた取組

- ・事業団主催の就職説明会（対面・オンライン）の開催
- ・実習等の積極的な受入
- ・大学、専門学校等への訪問による求人活動
- ・高等学校指定校求人の活用
- ・社会人（転職希望者）に特化した就職説明会や現場体験等の開催
- ・求人サイトを活用した求人広報
- ・外部団体主催の就職フェアへの参加
- ・内定者のフォローアップ（個別面談、交流会等の実施）
- ・SNSの活用による情報発信
- ・採用広報の充実（採用案内、プレゼンテーション資料の改訂等）

2 専門人材の育成・強化等の推進

（1）職員のキャリアアップ・専門性強化の推進

職員のキャリアアップを図るため、大学進学や資格取得等の支援を継続する。

【事業団におけるキャリアアップ支援制度】

項目
高等学校卒業者の通信制福祉系大学進学のための修学資金貸与制度
社会福祉士資格取得希望者への社会福祉士修学資金貸与制度
看護師の急性期病院等への長期実践研修への派遣
看護師の認定看護師養成研修への派遣
障害・高齢関係施設の業務従事や加算取得に必要な資格取得研修への公費負担による派遣 介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員等の資格取得者に対する報奨金支給制度

（2）業務に直結した資格取得等による計画的な養成

ア 介護福祉士

介護福祉士有資格者を計画的に養成し、支援の質の向上を図るとともに、加算取得による収入増にもつなげていく。

イ 介護支援専門員・主任介護支援専門員

介護支援専門員有資格者を計画的に養成するため、引き続き外部機関による「全国公開模擬試験」の積極的な受験を推進する。

また、居宅介護支援事業所における主任介護支援専門員配置義務の経過措置期間（令和9年4月）に向けて、主任介護支援専門員を計画的に養成する。

ウ ユニットリーダー

ユニット型特別養護老人ホームにおける利用者一人ひとりの個別ケアの充実に資するため、各施設の指導的役割を担う人材の「ユニットケア研修」（一般社団法人日本ユニットケア推進センター主催）の受講を推進し、計画的な人材育成に取り組む。

エ サービス管理責任者、相談支援専門員、児童発達支援管理責任者

制度改正への対応と支援の質の向上、事業所の安定的な運営体制の確保を目的とし、対象職員の受講計画を策定のうえ、順次研修修了を推進する。

あわせて、将来の事業展開や人材確保を見据えた専門職の内部育成を進め、配置基準及び加算算定要件を満たす持続可能な人員体制の構築を図る。

オ 強度行動障害支援の充実・強化に向けた研修受講

強度行動障害支援者養成研修など各種研修の受講を進め、強度行動障害支援にあたっての基礎的な知識・技術の習得を推進する。

また、兵庫県知的障害者施設協会が実施している「強度行動障害スーパーバイザー養成事業」に参加し、事例検討会の実施や他法人に対するコンサルテーションへの同行等を通じて、支援力の向上及び地域の拠点施設としての指導力の向上をめざす。

（五色精光園：R6年度末修了（※） 丹南精明園：R7年度末修了 三木精愛園：R8年度末修了予定）

（※）広域的支援人材として県から認定

カ 認知症の対応力向上に向けた研修受講

認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修等の計画的な受講を推進する。

また、新規採用者で「認知症基礎研修」未受講者（医療・福祉関係の有資格者は除く）については、随時受講させる。

（3）各種資格の有効期限の確認及び更新研修等の計画的な受講

（高齢者施設・障害者等施設）

事業の実施及び継続に必要な資格について、その有効期限及び更新研修の受講時期を的確に把握する。

【把握する資格】

（障害者等施設） サービス管理責任者、相談支援専門員
児童発達支援管理責任者

（高齢者施設） 介護支援専門員、主任介護支援専門員

（4）効果的な研修の実施

人材育成基本方針に掲げる「組織性研修」、「専門性研修」、「特別研修」、「自己啓発援助制度（SDS）」の4体系の研修により、系統的・継続的に人材育成を実施する。

【人材育成研修体系一覧】

区 分	研 修 名
組織性研修	採用前研修
	新規採用職員集合研修
	新規職員フォローアップ研修
	採用2年目フォローアップ研修
	採用3年目フォローアップ研修
	中堅職員研修
	管理・監督職研修
専門性研修	新規職員職場内研修（OJT）
	福祉職等への各種研修（虐待防止研修）
	施設看護師専門研修
	管理栄養士・栄養士専門研修
	事務職員研修
特別研修	海外派遣研修
	施設マネジメント研修
	人事考課研修
	リクルーター研修
	交通安全研修
自己啓発援助 制度（SDS）	自主研究・実践グループ育成事業
	職員研究・実践等発表大会の開催
	事業団紀要・全事協論文への応募

（5）大学等との継続的な連携

神戸学院大学、関西福祉大学及び神戸常盤大学については、医療又は福祉人材の育成に係る連携協定により、学生の臨床実習や福祉の現場体験の受入等を継続する。

その他の大学及び専門学校等においても、学生の実習等を積極的に受け入れ、医療又は福祉人材の育成を支援する。

3 「働き方改革」の推進（人材定着対策）

（1）業務の効率化・負担軽減の取組の推進

ア DX化（デジタル・トランスフォーメーション：デジタル機器の活用を通じた業務改善・組織風土の変革）の推進

新たな統合人事システム（令和9年1月稼働予定）の導入に向けたシステム構築に引き続き取り組むとともに、AI等のデジタル技術の活用による業務の効率化・省力化を推進する。

また、更新時期を迎えるシステムの選定や課題解決のための必要なツール等の導入について検討する。

イ 介護テクノロジーを活用した質の高いケアの普及・定着（高齢者施設）

見守り支援機器、移乗支援ロボット、情報連携機器（インカム等）などの活用により、職員の負担軽減・業務改善に取り組む。

介護テクノロジーを活用したケアの普及・定着を図るため、ノーリフティングケア推進委員会等を中心に計画的な職員教育を推進するとともに、生産性向上委員会において機器使用状況及び効果等を定期的に確認・検証する。

ウ 労働時間の適正な管理

毎年度、超過勤務縮減目標を定め、その達成に努めるとともに、定期的に検証し、必要に応じて業務配分の見直しや業務全般の改善を行う。

また、超過勤務を行う場合は、事前の命令又は届出、承認、及び実績確認を適切に実施する。

エ 夜勤時間等の勤務体系等の検証・見直し（高齢者施設）

夜勤時間等の勤務体系や業務内容について定期的に検証し、必要に応じた見直しを実施することにより、業務負担の軽減を図る。

（２）ハラスメント対策の推進

ハラスメントに関する法律や当事業団の職員就業規則、取組指針に基づき、ハラスメントの未然防止及び再発防止を徹底し、職員が安心して働くことができる職場環境の確保に取り組む。

また、利用者・家族等による不当な要求、暴言・威嚇等のカスタマーハラスメントの防止と発生時対応の標準化を推進する。重要事項説明書への明記と周知、職員への定義・対応手順の研修を実施し、発生時は相談窓口を中心に記録・報告を徹底のうえ組織的に対応する。

（３）職場復帰及び両立に向けた支援の実施

ア 仕事と育児の両立に向けた継続的な支援

令和7年4月から拡充した育児短時間勤務制度の周知や新たに創設した両立支援のための休暇制度の活用を推進し、職員の子育て時期の柔軟な働き方支援に継続的に取り組む。

イ 子育て・介護に係る支援制度の利用促進

職員への子育て・介護に係る支援制度の個別周知と意向確認、情報提供を行うことで、制度の理解や効果的な利用を促進し、離職防止を図る。

また、制度利用中の面談、懇談会の実施により、相談や情報提供等を行うことで、円滑な職場復帰に向けた支援を実施する。

IV 持続可能な法人運営

安定した法人運営を継続するため、常に時代の変化に適応し、適切な経営目標の設定と進捗管理、事業の適正化（スクラップ&ビルド）等、公正・効率的な運営を推進する。

1 「中期経営方針」に基づいた効果的・効率的な法人運営の推進

(1) ガバナンスの充実

ア 事業本部制による組織運営

(ア) 事業目標・経営管理（課題解決と経営管理の取組）

事務局・各事業本部・各施設が協働して問題解決や目標達成のための具体的な取組方策、経営収支目標等の評価指標を決定し、定期的な進行管理を行うことにより、目標達成や経営管理の取組を強化する。

(イ) 収支改善・安定経営に向けた取組

a 利用・稼働率向上に向けた取組

法人及び各施設の経営状況や利用ニーズ等を踏まえ、適切な目標利用率、稼働率を設定し、事業本部毎に収支分析を定期的にも実施する。

b 制度改正への対応及び各種加算の積極的な算定

令和8年度に予定されている報酬改定の内容及び施策全体の方向性を踏まえ、対応を進めるとともに、未取得加算及び上位加算の取得に努め、加算収入の増を図る。

(ウ) 継続的な事業の整理（スクラップ&ビルド）

施設の経営状況、近隣事業所の動向、利用ニーズ等を踏まえ、効果的・効率的な運営ができるよう、事業定員の見直しや事業運営のあり方等について検討・実施する。

【見直しを実施する事業】

施設名	見直し後	見直し前
職業能力開発施設	就労選択支援 定員 10名	新規開始予定 (R8.4.1~)
自立生活訓練センター	施設入所 定員 116名	施設入所 定員 135名
	機能訓練 定員 114名	機能訓練 定員 108名
	生活訓練 定員 18名	生活訓練 定員 24名
小野起生園	施設入所 定員 38名	施設入所 定員 40名
五色精光園	共同生活援助 定員 28名	共同生活援助 定員 30名
赤穂精華園	共同生活援助 定員 23名	共同生活援助 定員 30名
丹南精明園 (丹波精明園)	共同生活援助 定員 17名	共同生活援助 定員 29名
丹寿荘	地域密着型通所介護 定員 16名	地域密着型通所介護 定員 18名

【見直しを検討する事業】

施設名	事業名	検討内容
小野起生園	施設入所支援	施設環境の改善
ひまわりの森	生活介護 共同生活援助	香美町施設整備計画に基づいたGHの新築整備への協力及び諸調整

五色精光園	共同生活援助	施設の老朽化への対応
赤穂精華園	施設入所支援	施設設備の計画的改修
丹南精明園 (丹波精明園)	生活介護 共同生活援助	利用ニーズに応じた定員規模の見直し
丹寿荘	認知症対応型共同生活介護	事業運営の見直し（改善）に関する検討
くにうみの里	認知症対応型共同生活介護	事業運営の見直し（改善）に関する検討
立雲の郷	とらふす道場	市委託事業の内容検討
	認知症対応型共同生活介護	事業運営の見直し（改善）に関する検討

(参考) 令和7年度中に見直しを決定・実施した事業

施設名	見直し後	見直し前
のぞみの家	保護施設通所 定員9名 廃止	—
おおぞらのいえ	児童発達支援 定員10名 廃止	—
五色精光園	成人寮生活介護 定員90名	成人寮生活介護 定員100名
赤穂精華園	成人寮はるか事業所 定員60名	成人寮はるか事業所 定員64名
ことぶき苑	訪問型サービス 廃止 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 廃止 障害者居宅介護 廃止	—
洲本市五色健康福祉総合センター	洲本市からの運営委託の終了	—
浜坂温泉保養荘	廃止（県が民間譲渡を検討）	—

イ 財務規律及び収益管理の強化

(7) 事務局による指導等

各施設からサービス区分毎の年間収支見込報告を定期的に求め、改善が必要な事業に対して迅速な指導を行うとともに、当初予算の一部に対し執行保留を行ったうえで施設に示達することにより、一層の経費削減を促進する。

(1) 会計監査人監査の実施

- ・契約事務全般に係る決裁等について、法令や規則等との整合性の確認
- ・会計処理に係る確認

（財産及び負債に係る管理及び取扱方法の確認
収入及び費用に係る決裁及び根拠資料の確認）

- ・全施設への指摘・指導内容のフィードバックの実施

ウ リスク管理の取組

(7) 職員の人権意識の強化に向けた取組の推進

- ・「あったかサポート」実践運動の実施
- ・「利用者支援における虐待・不適切行為禁止に係る取組強化方針」に基づいた取組の推進
- ・管理監督職を含む全職員の虐待防止研修の受講
- ・チームアプローチによる支援の徹底
- ・職員のストレス軽減
- ・虐待防止チェックリストを用いた自己点検の実施（年2回以上）
- ・身体拘束廃止の原則遵守及び手続きの徹底
- ・障害者差別解消法への対応（合理的配慮の不提供の禁止）

(イ) 感染防止対策の徹底

「感染症マニュアル」に基づいた感染防止対策を全職員に周知徹底するとともに、職場内研修等を通じて、感染防止対策の正しい知識を習得する。

(ウ) 自然災害への対応

「危機管理基本方針」をもとに、地震災害と風水害・土砂災害それぞれの災害特性に応じた配備体制に基づき、適切な対応が迅速に行えるよう取り組む。

(エ) 事業継続計画（BCP）の効果的な運用

すでに義務化されている事業継続計画（BCP）の策定及び研修・訓練の実施（未実施の場合の減算）について、各種感染症対応や、地震等災害時における職員の応援派遣の経験等を踏まえ、平時においても定期的な研修及び訓練（シミュレーション）を実施するなど、より効果的な運用を行う。

(オ) 安全安心総点検の実施（年1回全施設で実施）

利用者の安全・安心の確保に向け、「危機管理マニュアル」の随時見直しや、年1回の非常用設備点検及び災害時用備蓄品の点検・確認により、災害等の防災・減災に活かす。

(カ) 交通安全への取組（「あんしん運転運動の展開」）

利用者の送迎等において、交通安全に一層配慮した運転に取り組み、高齢の方や障害のある方などが安心して外出できる地域づくりに貢献する。
また、交通安全に係る研修を実施し、安全運転管理に係るリスクマネジメント力の向上を図る。

(キ) 防犯体制の強化

「社会福祉施設等の防犯対策点検ガイドライン及びチェック表」による自己点検の実施、及び不審者対応訓練などの防犯対策に取り組む。

(ク) 苦情・事故等の対応に係る情報共有の強化

施設内で発生した苦情・事故等の対応について、事業本部内及び事務局内で情報共有を図るとともに、事故事例や苦情にかかる集計・分析等の結果をグループウェアへの掲載などにより、再発防止に努める。

(2) 事業計画の評価

中期経営方針に基づいた事業計画の進捗状況について、年度毎に定性評価、定量評価等を行い、継続的に事業の改善点を明らかにし、効率的で質の高い事業実施につなげる。

2 整備計画に基づいた施設整備等及び施設建物や備品等の長寿命化の推進

(1) 「丹南精明園」の移転整備

令和8年度供用開始に向けて、①安全・安心な生活空間の確保、②障害特性に配慮した活動空間の充実、③地域とともに育つ施設づくりを基本方針として整備を進めてきたところである。

新施設の供用開始年度として、移転作業を確実に実施するとともに、利用者の生活環境の変化に十分配慮しながら、円滑な事業開始を図る。

<移転までのスケジュール（予定）>

令和8年7月末	建設工事完了、引き渡し
8月	竣工式、施設内覧会
9月	供用開始予定

<移転後の名称> 丹波精明園

(2) 施設整備及び大規模改修・施設の長寿命化等の推進

整備計画に基づいた施設整備及び大規模改修を計画的に実施するとともに、建物（躯体・設備）、備品について、問題箇所等を早期に発見し、その老朽度、安全性に応じて適切なメンテナンス及び更新を実施し、施設の長寿命化を図る。

3 法人及び施設の魅力・価値の発信強化（広報の推進）

(1) 発信する対象を明確にした訴求力の高い広報

学生等の求職者、利用者・利用希望者及びその家族、地域住民、関係機関など、対象者を明確にしたうえで、それぞれに対してより訴求力を高められるよう、広報・情報発信を強化する。

(2) 多様なツールの活用

ホームページやSNSなどのツールの運用については、対象者ごとに「いかに伝わるか」の視点を重視し、写真・動画等のコンテンツや職員の声等を積極的に取り入れながら、より効率的な発信・運用を図っていく。

【MEMO】



支える心とおもいやり

